

## 『風雅集』真名序の「警策」について——陸機「文賦」からの影響——

中村健史

一

中世和歌の上に独特の歌境をひらいた京極派は、弘安末年に成立したかと思られる『為兼卿和歌抄』を唯一の例外として、まとまった歌論書を持つことがなかった。ことに元弘二年（一三三二年）に京極為兼が没して後、所謂後期京極派歌壇においてその和歌観や作歌論を窺いうる資料は決して多くない。そのようななかにあつて、南北朝期に編纂された『風雅和歌集』序（花園院撰、一三四六年成立）は、勅撰集の序という様式性のつよい文章であることを勘案しても、同時期の京極派歌論を考える上できわめて重要な位置を占める。

同序については、これまでに次田香澄・岩佐美代子両氏『中世の文学 風雅和歌集』（三弥井書店、一九七四年）、井上宗雄氏『新編日本古典文学全集 中世和歌集』（小学館、

二〇〇〇年、抄注）、岩佐美代子氏『風雅和歌集全注釈』（笠間書院、二〇〇二～〇四年）の二つの注釈があり、中国文学の面からの論及として伊藤正文氏『『風雅和歌集』の真名序について』（『濱口博章教授退職記念国文学論集』所収、一九九〇年）がある。しかしなお全体として見れば、『風雅集』序の注釈には手薄な部分が少なからず残り、研究はいまだ発展途上にあると言つてよいだろう。本稿ではそのような例の一つを取りあげ、いささかの考察を加えることによつて、先学の訓詁を補うことを試みたい。

天皇親撰の『新古今集』の例にならない、『風雅集』には和漢二種の序が備わる。全体は大きく三段に分かれ、第一段では和歌の本質と起源について、第二段では理想の歌風について論じた後、第三段では撰集の意図と経緯が記される。そのなかに次のようにある。

時に貞和二年十一月九日、概ね警策を立て、因りて大綱を記すと爾云ふ。

(于時貞和二年十一月九日、概立警策、因記大綱云爾。)

序の末尾をしめくくる一文である。言わんとするところは、「時に貞和二年十一月九日、編纂にあたっての概ねの方針を記すこと、かくのごとくである」というほどの内容であろう。仮名序に「時に貞和二年十一月九日になむ記しをはりぬる」とあるのに対応する文章である。

題号からも明らかのように、『風雅集』は『毛詩』の風雅を範として仰ぎ、和歌を政治や道德の手だてとしてとらえる傾向がよかつた。和歌の政教性を述べた文章は序に頻出し、主題的な位置を占めると言っても過言ではない。

「警策」や「大綱」すなわち編纂にあたっての方針もまた、そのような和歌観に立脚するものと考えて差しつかえないだろう。右に引いた文章の直前には「偏へに華詞麗藻を採りて一時の観を壯んにするに非ず、専ら正風雅訓を挙げて千載の美を遺さんと欲する者なり」と見える。措辞の華麗さよりも、世を教え人を導くという和歌のはたらきを重視することが、『風雅集』編纂の基本的な態度であった。

さて、先に掲げた「時に貞和二年十一月九日」以下の一文に話を戻せば、これは『新古今集』真名序のやはり末尾

に置かれた「修撰の趣、茲に在らざらむや。聖曆乙丑王春三月と爾云ふ」を踏まえたもので、年月を記して全体を締めくくる序の定型であり、内容として大きな問題はない。しかし表現の上で一箇所、やや不審が残る。「警策」という言葉がそれである。

前後の文脈、また「概立警策、因記大綱」という整齐的な対句から見て、「警策」と「大綱」が同じような内容を目指す言葉であることは容易に想像がつく。したがってこの場合、「警策」が「根本となる事柄」の意であり、文脈上「『風雅集』撰集にあつての基本的な方針」を指している、と理解するのはごく自然である。実際に先行の注釈はいずれもこの解により、たとえば岩佐氏『全注釈』は「よつて撰集精神の概要を示し、かつ編纂方針の基本を記すこと、以上の如くである」と通釈される。

筆者もまた「警策」と「大綱」がほぼ同義であることについては異論がない。しかしここで問題にしたいのは、なぜ「警策」が「大綱」と同じ内容を指しうるのか、という点である。後述するように、本来「警策」に根本、おおもとのといった意味はない。それは原義においても、派生的な用法においても同様である。しかし先に掲げた『風雅集』真名序の文章においては、「警策」の語が明らかに「根本となる事柄、基本方針」の意で使われている。このような

用法はいつたい何に拠つて生じたものなのであろうか。以下、まずは「警策」の語誌をたどり、真名序に言う「概ね警策を立て」があくまで例外的な用法であることを確かめた上で、その淵源となつたものを考えてみたい。

## 二

「警策」の「警」はいましめる、「策」は鞭の意で、馬に鞭を入れることがその原義である。用例は古く『文選』巻二十に収められる曹植「応詔詩」に認めることができる。

望城不過 城を望めども過らず、

面邑不遊 邑に面へども遊はず。

僕夫警策 僕夫警策し、

平路是由 平路に是れ由る。

「天子の詔によつて入朝するため、途中の町にも村にも立寄ることなく、旅を急ぐ。御者はしきりに馬に鞭を入れ、馬車は平路をひた走る」という詩である。このほか潘岳「西征賦」〔『文選』巻十〕にも「閔郷を発して警策し、黄巷に慙ひて以て潼を濟る」とあり、ここでも鞭で馬をはげますの意に用いている。

しかしすでに六朝期には「警策」に派生的用法が生じていた。たとえば梁の鍾嶸が撰した『詩品』序には「独り觀れば警策と謂ふも、衆觀れば終に平鈍に淪む」と見える。これは「自分ではすぐれた表現と思つていたものも、ほかの人から見れば平凡に過ぎない」の意で、「警策」は詩文中の秀句を指す。鞭を入れて馬を走らせるように、秀句は一篇を要所で引締め前進させてゆく、ということである。同様の例は後に触れる陸機「文賦」にも見られるほか、時代はくだるが、宋代の詩話『詩人玉屑』巻三に古人の秀句を集めた項の標題を「警策」とする。日本では『本朝文粹』巻三に収められた大江朝綱の策文「文章を論ず」に「詞に警策無くんば何ぞ文章の駘前に立つことを思はん」、気の利いた秀句でもなければどうして衆に優れた文章を書くことができよう、とあるのがその例である。

またここからさらに転じて、単に一句のみではなく、一篇の詩文を指して、ことにその優れたものを「警策」という場合があつた。先に同じく鍾嶸『詩品』序に、曹植「贈弟」、王粲「七哀詩」以下二十数篇を列挙した上で「皆五言の警策なる者なり」とし、白居易「劉蘇州に与ふる書」にも「警策の篇多く彼唱此和の中に因りて之を得」と見える。日本では『菅家文章』巻五所収「七夕」詩の左注に「詩情委頓、恭しく絶句を上る。況んや警策に非らんを

や。伏して厚顔を増す」とあるのが、「優れた詩というわけではないが、厚かましくも呈上する」の意で用いられたものであろう。

このほかおそらく日本独自の用法として、詩文を離れ、優れたもの、よいもの一般を「警策」ということがある。菅原道真「早春宴に待して同じく「物として春に逢はざるなし」といへるを賦す」詩の序に「臣聞くならく、春は一年の警策にして、四時の光粉なり」と『本朝文粹』巻八）と言ひ、藤原周光「早春言志」詩に「上月下旬警策の程、王春芳節始めて相迎ふ」（本朝無題詩）と言うのは、いずれも春を「警策」と詠ったもの。一年の好時節、春に過ぐるものなし、というところである。和文では「きやうさく（きやうざく）」と読んで形容動詞化し、やはり何事によらず優れていることを言う。「このらの齡よはひにて、明王の御代、四代をなむ見はべりぬれど、このたびのやうに文ども警策きやうさくに、舞、楽がく、ものの音どもとのほりて、齡延ぶることなむはべらざりつる」（『源氏物語』花宴）は文章について、「人柄のあたらしく、警策きやうさくにもしたまふ君なれば、我も我もと婿に取らまほしくする人の多かなるに」（同東屋）は人柄について用いた例である。

このように「警策」はさまざまな意味とひろがりを持つ言葉であった。しかしながら、管見のかぎりそこに「根本

となる事柄、基本方針」といった内容を認めることはできない。語誌をたどると、後世「警策」はむしろ原義を離れた派生的意義において頻用された語であることが分かるが、それもあくまで「詩文を中心として優れたものを指す」という範囲にとどまっており、本来「大綱」と同義に用いられるような言葉ではないように思われる。つまり前に引いた『風雅集』真名序の「概ね警策を立て、因りて大綱を記す」という一節は、それまでの「警策」の語誌、用法から大きく外れたものと言わざるをえないのである。

このくんだり、次田・岩佐両氏『中世の文学』が、

文章の中の肝要の短句。全篇をそれをもって活かす。馬を警めて走らせるのに策を用いることに譬える。

として一般的な「警策」の意味を紹介するとどめ、岩佐氏『全注釈』が

馬を走らせるために打つむち。転じて文章中の重要な句。ここでは原意に近く、肝要な指針の意か。

と慎重な態度を取っておられるのも、右のような事情を踏まえてのことであろう（井上氏『新編全集』では省略、伊藤

氏論文では言及がない)。

「前後の文脈から推測される「警策」の意味と、用例から帰納される「警策」の意味とがうまく重ならないことが、この場合、解釈の上で最大の難点となるのであった。

## 二

それでは真名序における「警策」の用法は筆者花園院の独創に拠るものなのであろうか。

たしかに先行する諸作品のうちに「警策」を「大綱」と同義に用いた例は見出すことができなかった。しかし「文賦」に次のような例を認めうることは注目に値する。

或いは文繁く理富めども、意指適せず。極りて兩致無く、尽きて益すべからず。片言を立てて要に居らしむるは、乃ち一篇の警策なり。衆辞の条有りとし、雖も、必ず茲を待ちて績を効す。亮に功多くして累寡し、故に足るを取りて易へず。

(或文繁理富、而意不指適。極無兩致、盡不可益。立片言而居要、乃一篇之警策。雖衆辭之有條、必待茲而效績。亮功多而累寡、故取足而不易。)

「文賦」は晋の陸機の作、『文選』卷十七・論文に収める。六朝を代表する文学論であり、文学の創作がいかなるいとなみであるかを、書き手の内面に立って論じた独特の作品である。文学の社会的意味づけや、個別的な作品批評がほとんど見られないことは、中国の文学論としてたいへんめずらしい。右に引いたのは、その「文賦」のなかでも文章の技術的な問題、ことに何らかの欠陥を持つ文章について、いかにすればそれを改めることができるかを論じた教節中の一である。

陸機の言うには、表現、内容ともに充分豊かでありながら、論旨がぼやけてしまっている場合がある。論はゆきづまうてこれ以上どこにも展開しようがなく、言うべきことは言いつくしているのに、新しいことを付けくわえるわけにもゆかない。そのようなときには、ほんのちよつとした言葉(片言)を重要な箇所に置いてやることで、文章全体の「警策」となることがある。どれほど多くの言葉が条理に拠って並んでいたとしても、この「警策」となる一句があつてこそはじめて力を發揮する。ほんの少しのことで大きな成果をもたらすので、そのほかの手直しをする必要がなくなるのである――。

ここに言う「警策」とは、前に「片言を立てて要に居らしむる」とあるとおり、短くてしかも文章全体をひきし

める効果を持った句を指す。『文選』李善注には

文を以て馬に喩ふるなり。言ふところは、馬は警策に因りて彌駁す、以て文の片言を資みて益と明らかなるを喩ふるなり。

「鞭によって馬を走らせるように、ちよつとした言葉によって文章の論旨を明確にする」という解が備わる。

通常、この「警策」は秀句（優れた句、気の利いた名句）を指すとされる。時代は二百年ほど下るが、先に触れた鍾嶸『詩品』序の「独り觀れば警策と謂ふも、衆觀れば終に平鈍に淪む」という文章が、明らかに秀句の意で「警策」を用いることからしても、妥当な解釈といつてよいであらう。言うまでもなく『風雅集』真名序のそれとは指ししめす内容を異にする。

しかし虚心に「文賦」の文章だけを読んでみると、じつは「警策」と「秀句」という言葉のあいだにしささかの隔たりがあることに気づく。そして先まわりして言うならば、その隔たりのうちにこそ『風雅集』の「警策」を考えるための手がかりが潜むのである。

「文賦」によれば、そもそも「警策」は「意指適せず」、全体の論旨がうまく定まらず、焦点がぼやけているのを改

善する手段であつた。したがつて李善注に言うように、それは文章の主旨を「益と明らか」にすることを目的とするはずである。「衆辞の条有り」と雖も、必ず茲を待ちて績を効す、すでに連ねられた言葉が「警策」によつてはじめて効果を發揮するのは、このような事情に基づく。「警策」の役割は「衆辞」のなかで展開されてきた論理を分かりやすく提示しなおすところにあつて、あくまでそれは一篇の論旨と無関係には成立しえないものだったのである。

つまり「文賦」の文脈から把握される「警策」とは、「(文章の肝要なところにあつて) 全体の論旨を端的に示す一句」というほどのことであつた。もとよりこうした内容を満たす表現が、しばしば気の利いた名句、すなわち秀句となることは容易に想像される。しかしながら、「秀句」と「警策」が事実上重なりあう存在であることは否定できないにしても、概念上は一応別物であると考へねばならない。

誤解のないように付言しておけば、本稿は「文賦」における「警策」の解釈を問題としているわけではない。ただ読者の立場からすると、「文賦」の文章は右のように読むこともまた不可能ではないと言いたいのである。そして、このような理解に立つかぎり『風雅集』真名序の「概ね警策を立て、因りて大綱を記す」という例はさほど突飛なものとは言えない。「文章全体の論旨を端的に示す一句」

という内容を比喻として用いれば、「ある物事全体に一貫する趣旨を短くまとめたもの」という一般的な意味になる。和歌について言う場合、「勅撰集編纂上の基本的方針を端的にまとめたもの」という解釈も充分に成りたちうるであろう。本来の意義からすれば、「警策」の誤用であるが、両者の中間に「文賦」を想定すれば、「警策」にそのような誤用が生じた道のりは思いのほか自然にたどることができる。「文賦」を抜きにしては、真名序の「警策」が基本方針という意味を持つようになったことの説明はつかないのではないか。

さらに「文賦」と真名序との関係については、もう一つ見逃せない共通点がある。真名序では「概ね警策を立て」（概立警策）と動詞「立」が「警策」を目的語に取るが、漢文の語法として「立警策」はきわめて異例である。おそらくこれは「文賦」の「立片言而居要、乃一篇之警策」に基づく表現と見て誤りない。すなわち、このくだりには字句の点からも「文賦」の影響が認められるのである。

このように『風雅集』真名序の「警策」は、意味の上でも、表現の上でも、その背景に「文賦」の存在を想定することがもつとも自然なのである。花園院は「概ね警策を立て」という文章を「文賦」に拠って書いたと見てよいのではないだろうか。

それでは、同賦は花園院の読書の範囲に含まれていたであろうか。最後にこの点について考えてみたい。

先に述べたとおり「文賦」は『文選』巻十七に収め、また『和漢朗詠集』文詞・四七〇にも摘句がある。王朝人に親しまれた著作であることはこの点からも容易に推測されるのであるが、さらに空海『文鏡秘府論』巻四に全文が収録されること、魏慶之『詩人玉屑』巻六「語要警策」に「陸士衡文賦に云く、片言を立てて以て要に居らしむるは、乃ち一篇の警策なり」と。此れ要論なり。文章警策無くんば則ち以て世に伝ふるに足らず」云々なる記事が見えることは注意してよいだろう。両書が院の歌論において軽からざる位置を占める存在であったことは、『花園院宸記』正中二年十二月二十八日（一三三六年）条の裏書に

弘法大師の文筆眼心、専ら為兼の歌義、依憑するところなり。近代新渡の書有り。詩人玉屑と号す。詩の髓脳なり。和歌の義と全く異ならず。此れ等の書を見るに、歌の義自ら蒙を披くべし。

と見るとおりで、「為兼の説は空海の文論に拠り、『詩人玉屑』と偶然の符合を見る」とするのがその基本的な理解であった『文筆眼心抄』は『文鏡秘府論』を抄出した著作で

あるが、『為兼卿和歌抄』では『文筆眼心抄』の書名のもと『文鏡秘府論』独自の文章が引用されており、為兼周辺で同書が受容されていたことが想定される。右『花園院展記』中の「文筆眼心」についても『文鏡秘府論』を含めた空海の文論を指している可能性が考えられよう。

これらの点から、花園院が「文賦」を手にした可能性は高いと考えられる。

#### 四

以上、ごく些細な問題ではあるが、『風雅集』真名序にあらわれる「警策」の語に陸機「文賦」の影響が見られることを検討してきた。細部の字句にもしかるべき文献に拠った語を用いようとする態度は、いかにも好学の帝王花園院らしい。

管見のかぎり、真名序において「文賦」が典拠となったと考えられる箇所は、本稿で取りあげた「概おぼね警策を立て」が唯一であり、それ以外の影響は認められなかった。つまり、真名序の執筆にあたって「文賦」は措辞の面でごく部分的に参照されたにとどまり、序の主題や論旨といった本質面に深くかかわることがなかったと結論できよう。些細な問題と称する所以である。

しかしながら「文賦」が全体の主題、論旨に影響を与えなかったという事実そのものは、『風雅集』の序を考える上できわめて興味深い示唆を与える。前述のとおり「文賦」は六朝期を代表する文学論の古典であり、日本に与えた影響も決して小さくはなかった。花園院の読書の範囲にあつたこともすでに述べたとおりである。それにもかかわらず両者の関係が措辞の面にのみ限定されざるをえなかった理由は、いったい何であろうか。

たとえば興膳宏氏は「文賦」を先行する曹丕『典論』論文篇と比較し、個別の作品に対する批評や文学の社会的効用を論ずることがないところに特色があるとした上で、次のように指摘しておられる（『中国詩文選 潘岳 陸機』筑摩書房、一九七三年）。

ところが「文の賦」では、こうした時代や社会とかわる具体的・個別的な批評はほとんど影をひそめて、論はもっぱら内省を通して把握された認識をもととして、彼一流の修辞主義的表現に包まれて組み立てられている。いいかえれば、文学といういとなみの神祕な過程において生ずるさまざま問題を、創作者たる自己の内面の窓を通して観察し、そこから創作することの一般法則を帰納する意図をもって書かれている。



人はなぜ、そしていかに文学するかを彼は考えたのであり、これはいわば彼の文学原論なのである。

氏の言われるように、「文賦」は「文学がいかに創作されるか」という点を中心として論じた「文学原論」であって、それ以外の「時代や社会とかかわる具体的・個別的な批評」はほとんどあらわれない。特に中国の文学論において重視される文学の社会的な意味づけ——政教性をもって文学の存在意義とする——についての言及がないことは特徴的である。

思うに、『風雅集』真名序が主題的な部分において「文賦」からの影響を受けなかった理由は、ここに存するのではないだろうか。

「文賦」の主題は、あくまでも文学の社会的な意味づけにはなく、「人はなぜ、そしていかに文学するか」という原論的な問題意識にある。一方、『風雅集』の序は和歌の政教性を論ずることに力を注ぎ、人間の内面において歌がどのように生まれるかといった問題はごく簡単に触れられるのみである。草稿の段階で内々に序の披見をゆるされた洞院公賢が、

又和漢両序宸筆下し見せらる。花実相兼ね、義理たがはず。和歌の根元、鬼神を感じしめ、人民を和し、政教を正す。其の徳一々に述べ尽し難し。更に言詞の覃おぼぶ所に非ず。頗る感涙を拭ぬひ了んぬ。

と感想を記したように、『園太暦』貞和二年十月十一日、「鬼神を感じしめ、人の心を和らげ、政教を正す」といった和歌の徳について論ずることこそが、同序の主なる目的であった。おそらくそこには花園院個人の和歌観とともに、勅撰集序という様式の要請がはたらいていたのであろう。

「文賦」と『風雅集』序はともに文学を論ずる文章でありながら、その主題意識において根本的に一致しない。それゆえ「文賦」から『風雅集』序への影響は、いわば「警策」程度の部分にとどまらざるをえなかった。花園院がどこまでそのことを意識していたのかは明らかでないが、二つの文章の主題的な乖離はそれほど大きかったのである。

「警策」という言葉はごく些細な問題に過ぎないが、その些細さが多くのことを物語るとも言える。

(なかむら たけし・本学文学部非常勤講師)